

## 再評価書

箇所名	一級河川 大内山川	事業名	広域河川改修事業	課名	河川・砂防課
事業概要	工 期	昭和 54 年～平成 35 年	全体事業費	7,209 百万円(負担率：国 0.5 : 県 0.5)	
	(下段前回)※	昭和 54 年～平成 35 年	(下段前回)※	6,121 百万円(負担率：国 0.5 : 県 0.5)	
事業目的及び内容					
<p>(1) 事業の目的 大内山川は、三重県の南勢地域に位置し、大紀町の春日越に発して、宮川に合流する総延長 31.0km、流域面積 134.36km<sup>2</sup>の一級河川です。 本流域では、平成 23 年 9 月に 111 戸、平成 16 年に 52 戸の家屋の浸水の被害が発生しています。 本事業は、大内山川沿川の浸水被害防止を目的に掘削や築堤護岸工等の改修により、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p>					
<p>(2) 事業の内容 事業区間延長 22,700m ①掘削 1,111,800m<sup>3</sup> ②築堤工 7,937m ③護岸 16,463m ④橋梁 10 橋 ⑤堰 1 基 ⑥用地・補償 1 式</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由 前回の再評価実施後、一定期間が経過し、事業継続中であることから、三重県公共事業再評価実施要項第 2 条(3)に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み 2.1 事業の進捗状況と今後の見込み ①事業採択の着手(用地取得開始、工事着手)：昭和 54 年度 ②全体計画の変更：平成 6 年度 ③状況 阿曾工区：平成 10 年度概成 藤ヶ野工区：平成 11 年度概成 柏野工区：平成 23 年度概成 駒工区：平成 7 年度完成 中野工区：平成 9 年度完成 崎工区：平成 25 年度に護岸工等の計画策定を予定 車瀬工区：今後、工区下流の暫定整備を実施する予定</p>					
<p>2.2 現在の事業進捗 平成 25 年度までに事業費ベースで 78% (工事費 78%、用地費 75%) 完了予定。 ※現段階では、平成 35 年度に整備完了見込みです。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ○周辺環境の変化 紀勢自動車道は、平成 18 年 3 月に勢和多気 JCT から大宮大台 IC 間が最初の供用を開始し、平成 25 年 3 月の紀勢大内山 IC から紀伊長島 IC 間の開通により、現在の開通区間は、勢和多気 JCT から紀伊長島 IC 間・海山 IC から尾鷲北 IC 間である。平成 25 年度中に紀伊長島 IC から海山 IC 間の開通で全線開通予定です。 大内山川は、全体を通して豊かな環境が保全されており、アユ等川魚の良好な漁場となっており、天然記念物ネコギギの生息地でもあります。 近年の浸水被害状況は、平成 16 年 9 月 29 日の台風 21 号により床上浸水 17 戸、床下浸水 35 戸の被害や平成 23 年 9 月 1 日～5 日にかけての台風 12 号により床上浸水 52 戸、床下浸水 59 戸の被害を被っています。</p>					

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

平成25年度 費用対効果分析結果(適用:H17年 治水経済調査マニュアル)

総便益/総費用 B/C=245.57億円/166.12億円=1.48

※総便益B=年便益の総和(現在価値化)+残存価値(現在価値化)

※総費用C=全体事業費(現在価値化)+維持管理費(事業費の0.5%現在価値化)

○B/C低下の要因:①残事業量を精査した結果、平成20年再評価時より残事業費が約11億円増額(5億円から16億円)となったため。

②便益及び費用の算定において、全事業期間について社会的割引率を考慮したため。

##### 4-2 その他効果

①車瀬親水公園等、水辺に人が集まる施設、水辺に親しむための施設の充実を図ることにより、河川空間利用者数が増える。

②現在の豊かな自然環境を積極的に保全する治水事業を実施し、上流から下流、水域から陸域への生態系の連続性を維持し、大内山川に生息する多様な生物にとって良好な生息・生育・繁殖空間が保全される。

##### 4-3 地元意向

宮川水系治水事業促進期成同盟会の結成、平成16年の台風21号や平成23年の台風12号による豪雨において浸水被害が発生しており、柏野町内会連合会他、各自治体から事業の早期完成を望む声があります。

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

①河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。

##### 5-2 代替案

河川の改修計画の手法に対する代替案には、『ダム案』、『遊水地・調整池案』などがあります。これらに関する対応は、次のようにです。過去から河川改修を進めてきた実績や前回と社会情勢の変化がないことから、河道改修が妥当と考えています。

①『ダム案』 ダムサイトとしての適地はありません。

②『遊水地・調節池案』 遊水地・調節池として新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

#### 再評価の経緯

##### 事業再評価の経緯

平成10年度、平成15年度、平成20年度に事業再評価を行っています。

##### 再評価の結果

事業の継続について了承を得て、事業が継続されています。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要項第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要項第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。

